

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月13日
【会社名】	E R Iホールディングス株式会社
【英訳名】	ERI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中澤 芳樹
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目5番26号
【電話番号】	03-3796-0223
【事務連絡者氏名】	日本E R I株式会社 広報・I R部長 渋谷 克次
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目5番26号
【電話番号】	03-3796-0223
【事務連絡者氏名】	日本E R I株式会社 広報・I R部長 渋谷 克次
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	2,728,543,700円（注）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本届出書提出日現在において未確定であるため、日本E R I株式会社の平成25年5月31日現在における株主資本の額（簿価）を記載しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	7,832,400株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 日本E R I株式会社（以下「日本E R I」といいます。）の発行済株式総数7,832,400株（平成25年5月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となるE R Iホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。

- 普通株式は、平成25年7月9日に開催された日本E R Iの取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び平成25年8月29日開催予定の日本E R Iの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
- 日本E R Iは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
- 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。  
名称 株式会社証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【募集の方法】

株式移転によることとします。(注) 1、2

- (注) 1. 普通株式は、当社成立の日の前日の最終の日本E R Iの株主名簿に記載された株主に、日本E R Iの普通株式1株に対して1株の割合で割当てられ、各株主に対する発行価額は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本金に組入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。日本E R Iの平成25年5月31日における株主資本の額（簿価）は、2,728,543,700円であり、発行価額の総額のうち、992,784,474円が資本金に組み入れられます。
- 当社は、東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（同規程第208条）により平成25年12月2日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等について、株券上場審査基準に定める一定の形式基準を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

#### 3【募集の条件】

##### (1)【入札方式】

###### 【入札による募集】

該当事項はありません。

###### 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

**(2)【ブックビルディング方式】**

該当事項はありません。

**【申込取扱場所】**

該当事項はありません。

**【払込取扱場所】**

該当事項はありません。

**4【株式の引受け】**

該当事項はありません。

**5【新規発行による手取金の使途】****(1)【新規発行による手取金の額】**

該当事項はありません。

**(2)【手取金の使途】**

該当事項はありません。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**【募集又は売出しに関する特別記載事項】**

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における募集株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所市場第一部への上場を予定しております。

**第3【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成（公開買付け）の目的等】

##### 1. 株式移転の目的及び理由

当社グループは、「建築や住宅に関する安全・安心の確保」という社会的な使命を果たしつつ、お客様からの信頼を積み重ねることにより、「建築分野の第三者検査機関のリーディングカンパニー」として、消費者やお客様から指名される企業グループとなることを目指しております。

当社グループでは我々の属する今後の業界の状況を、短期的には消費税増税後の住宅着工戸数の一時的な減少、中長期的には有資格者である社員の高齢化や後継者不足等の人材不足が顕現化することになると想定しており、競争環境が一層厳しくなるものと考えております。

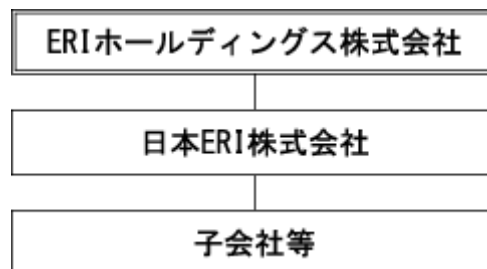
かかる状況のもと、当社グループは、業界最大手かつ唯一の上場企業を中心とするグループとして、高い技術力を有する人材や持てるノウハウを有効に活用することで新たな商圏を獲得し、業容を拡大する機会が増えるものと考えております。こうした機会に機動的に対処していくためには、持株会社傘下のグループ形成という柔軟な組織形態を早期に構築し、タイムリーなM&Aの実施やその後の円滑な事業運営・事業リスクの分散、さらには周辺業務への事業展開を推進していくことが当社グループの持続的な成長に不可欠と考え、純粋持株会社体制へ移行することといたしました。

新たに設立される当社ではグループ全体の統括会社として新たなコーポレートガバナンスの体制のもとに、経営戦略立案機能を担い、スピード感のあるグループ戦略を実現することで、企業価値を増大させるとともに、経営理念の「建築や住宅に関する安全・安心の確保」を実現することで、社会に貢献してまいります。

持株会社体制への移行は、次に示す方法により実施する予定です。

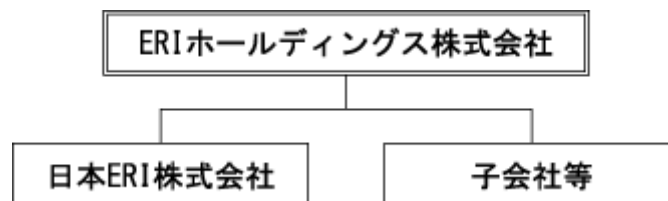
#### ステップ1

平成25年8月29日開催予定の日本ERIの定時株主総会での承認を前提に、平成25年12月2日を期日として本株式移転により持株会社である当社を設立することで、日本ERIは当社の完全子会社となります。



#### ステップ2

当社設立後は、グループ各社の事業特性、市場環境等を考慮にいたった戦略的再編を速やかに実施することにより体制整備を行い、今後の成長戦略を推進してまいります。具体的内容については決定次第お知らせいたします。



## 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

## (1) 提出会社の企業集団の概要

## 提出会社の概要

(1) 商号	E R Iホールディングス株式会社 ( 英文名 : ERI HOLDINGS CO., LTD. )
(2) 所在地	東京都港区赤坂八丁目5番26号
(3) 代表者及び役員 就任予定	取締役 鈴木崇英 現 日本E R I 取締役会長 代表取締役社長 中澤 芳樹 現 日本E R I 代表取締役社長 取締役 馬野俊彦 現 日本E R I 代表取締役専務 住宅評価本部長 取締役 増田明世 現 日本E R I 代表取締役専務 経営管理本部長兼経営企画部長 取締役 横瀬弘明 現 日本E R I 取締役 ソリューション事業部長兼株式会社E R Iソリューション代表取締役社長 取締役 堂山俊介 現 日本E R I 取締役 住宅評価本部副本部長兼評価企画部長兼省エネ企画推進部長 取締役 深田良雄 現 日本E R I 取締役 取締役 此川和夫 現 日本E R I 取締役 人事部長 社外取締役 内田和成 現 日本E R I 社外取締役 常勤監査役 金澤秀一 現 日本E R I 取締役 確認検査本部長(注) 監査役 大塚和彦 現 日本E R I 常勤監査役 社外監査役 山宮慎一郎 現 日本E R I 社外監査役 社外監査役 太田裕士 現 日本E R I 社外監査役
(4) 主な事業の内容	子会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務
(5) 資本金	992,784,474円
(6) 決算期	5月31日
(7) 純資産	未定
(8) 総資産	未定

(注) 金澤秀一は、平成25年8月29日開催予定の日本E R I第14回定時株主総会において、日本E R Iの監査役に選任される予定であります。

## 提出会社の企業集団の概要

当社と日本E R Iの状況は、以下のとおりであります。

日本E R Iは、平成25年8月29日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成25年12月2日(予定)を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容					
					役員の兼務等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携等
役員 (名)	従業員 (名)									
(連結子会社) 日本E R I 株式会社	東京都 港区	992,784	確認検査事業、住 宅性能評価事業 及び関連事業、そ の他事業	100.0						
					未定	未定	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、日本E R Iは当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となる日本E R Iの平成25年5月31日時点での状況は以下のとおりであります。

日本ERI株式会社	確認検査事業	建築確認検査	申請者(事業者等)
	住宅性能評価 及び関連事業	住宅性能評価	
		長期優良住宅の技術的審査	
		住宅エコポイント証明	
	その他	住宅瑕疵担保責任保険の検査	保険法人
		構造計算適合性判定	指定確認検査機関
		住宅金融支援機構(フラット35)の適合証明	申請者(事業者等)
		建築基準法の性能評価 (超高層建築等構造評定、建築防災評定等)	
		特別評価方法認定のための試験	
		型式適合認定	
		住宅型式性能認定	
		住宅省エネラベルの審査	
		省エネ法に基づく建築物調査	
		耐震診断・耐震改修計画の判定	
		低炭素建築物の技術的審査	
株式会社ERIソリューション	デューデリジェンス	申請者(個人等)	
	インスペクション		
	建築資金支払管理(すまいと)		
株式会社ERIアカデミー	建築士定期講習	建築技術者	
	建築基準適合判定資格者検定の受験講座		
	建築技術者向けセミナー		
株式会社東京建築検査機構	建築確認検査、性能評価、 調査診断及びその関連	申請者(事業者等)	

株式会社E R Iソリューション、株式会社E R Iアカデミー及び株式会社東京建築検査機構は、日本E R Iの連結対象子会社であります。

## &lt; 関係会社の状況 &gt;

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)E R Iソリューション	東京都 港区	80,000	不動産取引等における デューデリジェンス事業 等	100.0	日本E R Iの取締役が同 社の代表取締役及び取締 役を兼任しております。 また、日本E R Iの従業 員が同社に出向しており ます。
(株)E R Iアカデミー	東京都 港区	50,000	建築士の定期講習等	100.0	日本E R Iの取締役が同 社の取締役を兼任してお ります。また、日本E R I の従業員が同社に出向し ております。
(株)東京建築検査機構	東京都 中央区	180,000	確認検査事業、性能評価 事業、調査診断事業及び 関連事業	76.9	

## (2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

## 資本関係

本株式移転により、日本E R Iは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

## 役員の兼務関係

当社の取締役及び監査役は、日本E R I及び当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定であります。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

## 取引関係

当社の完全子会社である日本E R Iと関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

## 2【組織再編成（公開買付け）の当事会社の概要】

該当事項はありません。

## 3【組織再編成（公開買付け）に係る契約】

### （1）株式移転計画の内容の概要

日本E R Iは、同社の定時株主総会による承認を前提として、平成25年12月2日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を平成25年7月9日開催の同社の取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における日本E R Iの株主に対し、その保有する日本E R Iの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成25年8月29日開催予定の日本E R Iの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、後記「（2）株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書」のとおりであります。

### （2）株式移転計画の内容

#### 株式移転計画書（写）

日本E R I株式会社（以下「甲」という。）は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第1条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

#### （1）目的

乙の目的は、別紙「E R Iホールディングス株式会社定款」第2条に記載のとおりとする。

#### （2）商号

乙の商号は、「E R Iホールディングス株式会社」とし、英文では、「ERI HOLDINGS CO., LTD.」とする。

#### （3）本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都港区とする。

#### （4）発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、28,500,000株とする。

2.前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「E R Iホールディングス株式会社定款」に記載のとおりとする。

（乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称）

第2条 乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

鈴木崇英、中澤芳樹、馬野俊彦、増田明世、横瀬弘明、堂山俊介、深田良雄、此川和夫、  
内田和成（社外）

2.乙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

金澤秀一、大塚和彦、山宮慎一郎（社外）、太田裕士（社外）



3.乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。  
有限責任 あずさ監査法人

（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 乙は、本株式移転に際して、甲が乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）の前日現在発行する普通株式の総数と同数の乙の普通株式を発行し、甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、これを交付する。

2. 乙は、本株式移転に際して、前項の乙の普通株式を、乙の成立の日の前日の最終の甲の株主名簿に記載された普通株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

（乙の資本金及び準備金の額）

第4条 乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

（1）資本金の額

992,784,474円

（2）資本準備金の額

26,304,350円

（3）利益準備金の額

0円

（4）その他資本剰余金の額

会社計算規則第52条第1項柱書に定める株主資本変動額から上記（1）の額及び（2）の額の合計額を減じて得た額

（5）その他利益剰余金の額

0円

（乙の成立の日）

第5条 乙の成立の日は、平成25年12月2日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

（本計画承認株主総会）

第6条 甲は、平成25年8月29日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

（乙の上場証券取引所）

第7条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所への上場を予定する。

（乙の株主名簿管理人）

第8条 乙の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

（事情変更）

第9条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

（本計画の効力の発生）

第10条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

平成25年7月9日

甲：東京都港区赤坂八丁目5番26号

日本E R I 株式会社

代表取締役社長 中澤 芳樹

（別紙）

## E R I ホールディングス株式会社定款

## 第1章 総 則

（商号）

第1条 当社は、E R I ホールディングス株式会社と称し、英文ではERI HOLDINGS., CO LTD.と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 『住宅の品質確保の促進等に関する法律』に基づく住宅の性能評価・検査業務
2. 『住宅の品質確保の促進等に関する法律』に基づく特別評価方法認定業務
3. 『住宅の品質確保の促進等に関する法律』に基づく住宅型式性能認定業務
4. 『建築基準法』に基づく建築物の確認・検査業務
5. 『建築基準法』に基づく建築物の構造計算適合性判定業務
6. 『建築基準法』に基づく建築物の性能評価業務
7. 『建築基準法』に基づく建築物の型式適合認定業務
8. 『建築基準法』に基づく定期調査業務
9. 住宅に関する調査・診断・検査・評価・格付・鑑定・監査業務
10. 建築物に関する調査・診断・検査・評価・格付・鑑定・監査業務
11. 共同住宅及び区分所有建物の管理に関する評価・格付・鑑定・監査業務
12. 環境・省エネルギー分野に関する調査・診断・検査・評価・格付・鑑定・監査業務
13. 都市開発及び再開発事業の企画計画等に関する評価・格付業務
14. 独立行政法人住宅金融支援機構の審査業務の受託業務
15. 独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務
16. 『長期優良住宅の普及の促進に関する法律』に基づく技術的審査業務
17. 『都市の低炭素化の促進に関する法律』に基づく技術的審査業務
18. 財団法人住宅保証機構の保証業務の受託業務
19. 『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律』に基づく保険法人からの受託業務
20. 『エネルギーの使用の合理化に関する法律』に基づく登録建築物調査機関の業務
21. 『土壤汚染対策法』に基づく土壤汚染状況調査業務
22. CASBEE（建築環境総合性能評価システム）による評価・認証業務
23. 建築資金に関する保障、建築資金管理受託業務
24. エスクロー業務
25. 住宅の瑕疵担保責任の賠償保証業務
26. 住宅設備機器の延長保証業務

27. 損害保険代理業
28. インターネットを利用した各種情報提供、広告・宣伝、通信販売業務及びウェブサイトの運営受託業務
29. コンピューターネットワークシステムの企画、開発、販売及び保守に関する業務
30. 建築物・住宅に関する情報管理・保守・提供サービス業務
31. 『建築士法』に基づく建築士の定期講習業務
32. 建築技術等に関する講習等への講師派遣業務
33. 上記に関連する建築士、性能評価員及び確認検査員等の養成・研修業務
34. 上記に関連する書籍及び電子出版物の製作・販売ならびに講演会の開催
35. 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、28,500,000株とする。

（自己株式の取得）

第7条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式総数は、100株とする。

（株主名簿管理人）

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

（株主総会の招集）

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

（招集権者及び議長）

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第16条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

### 第4章 取締役及び取締役会

（員数）

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

（選任方法）

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会長が、取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第25条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。

- 2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（取締役会規程）

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（責任免除）

第28条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金700万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

### （員数）

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

### （選任方法）

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### （任期）

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### （常勤の監査役）

第32条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

### （監査役会の招集通知）

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは招集手続を経ないで開催することができる。

### （監査役会の決議方法）

第34条 監査役会の決議は、法令で別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

### （監査役会の議事録）

第35条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。

### （監査役会規程）

第36条 監査役会に関しては、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。

### （報酬等）

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### （責任免除）

第38条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金400万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第6章 会計監査人

### （選任方法）

第39条 会計監査人は、株主総会において選任する。

### （任期）

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### （責任免除）

第41条 当社は、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金2,000万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

### （報酬等）

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### （事業年度）

第43条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

### （剰余金の配当等の決定機関）

第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

### （剰余金の配当の基準日）

第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### （配当の除斥期間）

第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附 則

### （最初の事業年度）

第1条 当社の最初の事業年度は、第43条の規程にかかわらず、当社設立の日から平成26年5月31日までとする。

（最初の取締役及び監査役の報酬等）

第2条 第27条及び第37条の規程にかかわらず、当会社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、総額金200百万円以内とし、監査役の報酬等の額は、総額金50百万円以内とする。

（附則の削除）

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以上



#### 4【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】

##### （1）株式移転比率

	E R I ホールディングス株式会社 （完全親会社）	日本 E R I 株式会社 （完全子会社）
株式移転比率	1	1

（注）1．本株式移転に伴い、日本 E R I の普通株式 1 株に対して当社の普通株式 1 株を割当交付いたします。

なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

2．当社が本株式移転により発行する新株式数（予定）：7,832,400株

上記新株式は、平成25年5月31日時点における日本 E R I の発行済株式総数を基に算出しております。本株式移転の効力発生に先立ち、日本 E R I の発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたしません。

##### （2）株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、日本 E R I の株式移転によって持株会社（完全親会社）である当社を設立するものであり、株式移転直前の日本 E R I の株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、株主の皆さまの所有する日本 E R I 普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 1 株を割当交付することといたしました。

なお、上記のとおり、本株式移転は日本 E R I 単独による株式移転であり、第三者機関による算定は行っておりません。

#### 5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

#### 6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

##### 1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

###### 買取請求権の行使の方法について

日本 E R I の株主が、その有する日本 E R I の普通株式につき、日本 E R I に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年8月29日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本 E R I に対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日本 E R I が上記定時株主総会の決議の日（平成25年8月29日）から2週間以内の会社法806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

###### 議決権の行使の方法について

日本 E R I の株主による議決権の行使の方法としては、平成25年8月29日開催予定の日本 E R I の定時株主総会に出席し議決権を行使する方法があります（なお、株主は、日本 E R I の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、日本 E R I に提出する必要があります。）。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成25年8月28日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、日本 E R I に上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

#### 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、当社の成立の日の前日の最終の日本E R Iの株主名簿に記載又は記録された株主に割り当てられます。株主は、自己の日本E R Iの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い  
該当事項はありません。

### 7【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、日本E R Iは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、日本E R Iの本店において平成25年8月14日よりそれぞれ備え置くこととされています。

の書類は、平成25年7月9日開催の日本E R Iの取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は日本E R Iの平成25年5月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、日本E R Iの営業時間内に日本E R Iの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	平成25年5月31日（金）
株式移転計画承認取締役会	平成25年7月9日（火）
株式移転計画承認定時株主総会	平成25年8月29日（木）（予定）
上場廃止日	平成25年11月27日（水）（予定）
持株会社設立登記日（株式移転効力発生日）	平成25年12月2日（月）（予定）
持株会社上場日	平成25年12月2日（月）（予定）

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

日本E R Iの株主が、その有する日本E R Iの普通株式につき、日本E R Iに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年8月29日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本E R Iに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日本E R Iが上記定時株主総会の決議の日（平成25年8月29日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

## 第2【統合財務情報】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である日本E R Iの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これら日本E R Iの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移  
連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期 (参考)
決算年月	平成20年 3月	平成21年 5月	平成22年 5月	平成23年 5月	平成24年 5月	平成25年 5月
売上高 (千円)	6,994,556	10,126,460	8,975,958	10,438,345	11,289,002	11,933,409
経常利益又は 経常損失 ( ) (千円)	212,793	187,729	478,179	1,046,952	1,310,702	1,319,329
当期純利益又は 当期純損失 ( ) (千円)	349,293	264,497	524,877	671,800	702,248	802,254
包括利益 (千円)				671,800	702,248	802,254
純資産額 (千円)	241,692	532,498	1,058,745	1,683,150	2,169,981	2,718,688
総資産額 (千円)	1,611,591	1,960,871	2,475,775	3,887,894	4,272,942	4,751,855
1株当たり純資産額 (円)	29.13	63.26	130.98	211.98	274.41	345.62
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 ( ) (円)	46.49	34.13	67.72	86.67	90.21	102.77
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		34.05	67.64	86.37	89.90	102.53
自己資本比率 (%)	14.0	25.0	41.0	42.4	50.0	57.0
自己資本利益率 (%)		73.9	69.7	50.5	37.1	33.1
株価収益率 (倍)		12.8	5.2	11.5	8.4	14.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	134,622	614,849	376,479	1,266,844	543,498	657,717
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	19,844	24,017	9,694	27,717	343,426	84,225
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	107,040			45,217	212,748	234,119
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	210,820	801,652	1,168,437	2,362,347	1,262,673	1,602,046
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	640 (55)	721 (50)	722 (61)	789 (76)	858 (80)	938 (85)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第9期の自己資本利益率、株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4 第10期は、決算期変更により平成20年4月1日から平成21年5月31日までの14ヵ月となっております。

5 平成23年6月1日付で、1株につき300株の株式分割を行っており、第12期期末日の株価は権利落後の株価となっております。なお、第12期の株価収益率は、権利落後の株価により算出しております。

- 6 第13期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。第13期において株式分割を行いました。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失( )及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 7 第14期については、会計監査人の「監査報告書」を受領しておりません。

### 第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

#### 2【沿革】

平成25年7月9日 日本E R Iの取締役会において、日本E R Iの単独株式移転による持株会社「E R Iホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成25年8月29日 日本E R Iの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、日本E R Iがその完全子会社となることについて決議（予定）

平成25年12月2日 日本E R Iが株式移転の方法により当社を設立（予定）  
当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場（予定）

なお、日本E R Iの沿革につきましては、日本E R Iの有価証券報告書（平成24年8月30日提出）をご参照ください。

#### 3【事業の内容】

当社は、持株会社として子会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる日本E R I及びその関係会社(日本E R I及び日本E R Iの子会社3社（平成25年5月31日現在）により構成、以下「当社グループ」といいます。)においては、建築物等に関する専門的第三者機関として、社名にある、Evaluation(評価) Rating(格付け) Inspection(検査) を主な事業として展開しております。各事業における当社グループ各社の位置付け等は次のとおりであります。

##### 確認検査事業

建築基準法に基づく建築物の確認検査機関として、建築確認業務、中間検査業務、完了検査業務を行っております。  
(主な関係会社) 日本E R I

##### 住宅性能評価及び関連事業

住宅品質確保法に基づく住宅性能評価機関として、設計住宅性能評価業務、建設住宅性能評価業務を行っております。また関連事業として、長期優良住宅の認定に係る技術的審査、住宅エコポイント制度に係る証明業務を行っております。  
(主な関係会社) 日本E R I

##### その他

住宅瑕疵担保責任保険に係る保険法人からの受託業務、建築物の構造計算適合性判定、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、建築基準法に基づく性能評価業務、建築物の型式適合認定、住宅型式性能認定、特別評価方法認定のための評価として試験業務、住宅省エネラベルの審査、省エネ法に基づく建築物調査、耐震診断・耐震改修計画の判定、低炭素建築物の技術的審査業務などを行っております。

また、不動産取引等におけるデューデリジェンス事業、インスペクション事業として既存住宅の評価業務、非破壊検査、施工監査業務、省エネ・環境関連事業、建築資金支払管理や、建築士定期講習、建築基準適合判定資格者検定の受験講座、建築技術者向けセミナーなどを実施しております。

(主な関係会社) 日本E R I、株式会社E R Iソリューション、株式会社E R Iアカデミー及び株式会社東京建築検査機構

日本ERI株式会社	確認検査事業	建築確認検査
	住宅性能評価 及び関連事業	住宅性能評価
		長期優良住宅の技術的審査
		住宅エコポイント証明
	その他	住宅瑕疵担保責任保険の検査
		構造計算適合性判定
		住宅金融支援機構(フラット35)の適合証明
		建築基準法の性能評価 (超高層建築等構造評定、建築防災評定等)
		特別評価方法認定のための試験
		型式適合認定
		住宅型式性能認定
		住宅省エネラベルの審査
		省エネ法に基づく建築物調査
		耐震診断・耐震改修計画の判定
低炭素建築物の技術的審査		
株式会社ERIソリューション	デューデリジェンス	
	インスペクション	
	建築資金支払管理(すまいと)	
株式会社ERIアカデミー	建築士定期講習	
	建築基準適合判定資格者検定の受験講座	
	建築技術者向けセミナー	
株式会社東京建築検査機構	建築確認検査、性能評価、 調査診断及びその関連	

#### 4【関係会社の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる日本E R Iの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成（公開買付け）の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

#### 5【従業員の状況】

##### （1）当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

##### （2）連結会社の状況

当社の完全子会社となる日本E R Iの平成25年5月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

平成25年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
確認検査事業	501 (30)
住宅性能評価及び関連事業	187 (19)
その他	84 (9)
全社(共通)	166 (27)
合計	938 (85)

(注) 1 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）の年間平均人員数を（ ）内に記載しております。

2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

##### （3）労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる日本E R Iを含む当社グループにおいては、労働組合は結成されておりません。なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。



## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本E R Iの業績等の概要については、同社の有価証券報告書（平成24年8月30日提出）及び四半期報告書（平成24年9月28日提出、平成24年12月28日提出及び平成25年3月29日提出）をご参照ください。

### 2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本E R Iの生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年8月30日提出）及び四半期報告書（平成24年9月28日提出、平成24年12月28日提出及び平成25年3月29日提出）をご参照ください。

### 3【対処すべき課題】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本E R Iの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書（平成24年8月30日提出）及び四半期報告書（平成24年9月28日提出、平成24年12月28日提出及び平成25年3月29日提出）をご参照ください。

### 4【事業等のリスク】

当社は、本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転により日本E R Iの完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在における日本E R Iの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。日本E R Iの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において日本E R Iが判断したものであります。

#### (1) 法的規制について

当社グループの主力業務は確認検査業務、住宅性能評価業務であり、それぞれ「建築基準法」に基づく国土交通大臣の指定機関、「住宅品確法」に基づく国土交通大臣の登録機関として事業展開を行っております。指定機関・登録機関は、高い技術力、専門性、公正中立性に加え、建築主・設計者・施工者等と利害のない第三者性が必要であることから、以下のような法的規制を受けております。これらの法的規制に当社グループが抵触した場合には、指定・登録が取消され、あるいは更新されず、もしくは業務停止処分を受ける可能性があり、当社グループの事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を及ぼすこととなります。なお、本届出書提出日現在においては、法的規制に該当すべき事由は発生しておりません。

指定確認検査機関

〔指定の要件〕

建築確認、検査を行う職員の数について

- ・ 確認検査員及び確認検査員以外の確認検査の業務を行う職員(以下「補助員」という。)の数は、指定確認検査機関の業務量及びその内容(建築物の規模等)に応じて法律によって厳密に定められており、その定められた人数以上の確認検査員と補助員を確保する必要がある。

確認検査の業務の体制、方法等について

指定確認検査機関並びにその確認検査員及び補助員は次に適合しなければならないものとする。

- ・ 確認検査の業務は他の業務(判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。)と独立した部署で行い、担当役員を置かなければならない。

- ・ 指定確認検査機関の職員以外のものを確認検査の業務に従事させてはならない。また、補助員が行う業務は、補助的なものに限り、補助員単独で確認検査を行ってはならない。
- ・ 指定確認検査機関の代表者及び担当役員、又はこれらの親族並びに関係企業等が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査を行ってはならない。
- ・ 確認検査員及び補助員、又はこれらの親族並びに関係企業等が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査に従事してはならない。
- ・ 指定確認検査機関は、その代表者及び担当役員の関係企業や、当該機関の親会社等に該当する、又は当該機関に5%以上議決権を保有される指定構造計算適合性判定機関に対し、自ら引き受けた建築確認に係る判定を求めてはならない。
- ・ 指定確認検査機関が指定構造計算適合性判定機関である場合において、他の指定確認検査機関から求められた判定を行おうとするとき、その年度において自ら引き受けた建築確認に係る判定を、一定の場合を除き、当該他の指定確認検査機関に対して求めてはならない。

#### 経理的基礎について

- ・ 債務超過の状況にないこと。
- ・ 予算規模が適切であること。
- ・ 事業と予算のバランスがとれていること。
- ・ 純資産額が、確認検査の業務に係る年間支出総額の概ね1割以上であること。
- ・ 純資産額が、確認検査の業務の所轄特定行政庁への引継ぎに要する費用に相当する額以上であること。

#### 指定確認検査機関の役職員等の構成について

- ・ 取締役が制限業種（軽微なものを除く。）に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者の割合が1/3以下であること。
- ・ 制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人の保有する議決権の数の合計が、総株主の議決権に占める割合の1/3以下であること。
- ・ 機関の代表者、担当役員及び確認検査員が、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属するものではないこと。

#### 兼業の制限について

- ・ 制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人でないこと。
- ・ 制限業種を営む法人に対して特定支配関係を有するものでないこと。

「制限業種」とは、次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいいます。

- ・ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。但し、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
- ・ 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
- ・ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
- ・ 建築設備の製造、供給及び流通業

〔指定の更新の要件〕

指定の更新は5年毎に、指定取得と同様の要件を満たしていることを国土交通大臣に申請することとなります。  
今後、万一当該基準を満たさない場合は更新がなされない可能性があります。

〔欠格条項〕

建築基準法に定めのある下記欠格条項(建築基準法第77条の19)に該当する場合、指定を受けることができなくなります。

- ・ 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 指定確認検査機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 確認検査員の登録を取り消され、その消除の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 建築士の免許を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者又は建築士事務所について登録を取消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して3年を経過しない者
- ・ 法人であって、その役員のうち上記欠格条項のいずれかに該当する者があるもの
- ・ その者の親会社等が、上記欠格事項のいずれかに該当する者

〔取消等の要件〕

下記要件(建築基準法第77条の35)に該当した場合は指定の取消、期間の定めのある業務停止処分の対象となります。

- ・ 確認済案件の特定行政庁への報告、事務所変更の報告、業務区域変更の報告、確認検査員の選任登録届等 国土交通省、特定行政庁への報告、届等の定めに違反したとき
- ・ 確認検査業務規程によらないで確認検査を行ったとき
- ・ 国土交通省による確認検査員の解任、確認検査業務規程の変更、監督の命令に違反したとき
- ・ 指定基準に適合していないと認めるとき
- ・ 確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する確認検査員もしくは法人にあってはその役員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき
- ・ 不正な手段により指定を受けたとき

## 登録住宅性能評価機関

## 〔登録の基準等〕

評価を実施する評価員の数が一定数以上であること

評価を行おうとする住宅の区分ごとに、住宅品確法で別途定める数以上の評価員がいること。

住宅関連事業者に支配されているものではないこと

住宅関連事業者とは、住宅の設計、住宅の販売（販売の代理・媒介を含む）、新築住宅の工事請負のいずれかを業として行う者であり、住宅関連事業者の支配とは、住宅関連事業者が親会社である、役員に占める住宅関連事業者の役員割合（過去2年間に役員であった者を含む）が2分の1超である、代表役員が住宅関連事業者の役員（過去2年間に役員であった者を含む）である、のいずれかに該当する場合である。

評価の業務を行う部門に専任の管理者を置くこと

専任の管理者とは、登録住宅性能評価機関の常勤の役員又は当該部門を管理するうえで必要な権限を有する常勤の職員であること。

債務超過の状態にないこと

債務超過の状態とは、貸借対照表の負債（債務）が資産（財産）を上回った状態をさす。

## 〔登録の更新〕

登録の更新は5年ごとに行わねばなりません。なお申請は、設計住宅性能評価を行う者としての登録、新築住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録、既存住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録の各区分に従って行われます。

今後、万一登録基準等を満たさない場合は、更新がなされない可能性があります。

## 〔欠格条項〕

住宅品確法に定めのある下記欠格条項(住宅品確法第8条)に該当する場合、登録ができなくなります。

- ・ 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 国土交通大臣により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者
- ・ 法人であって、その役員のうち上記欠格事項のいずれかに該当する者があるもの

## 〔登録の取消し等〕

下記の各項(住宅品確法第24条)に該当した場合は登録の取消、業務停止処分となる可能性があります。

- ・ 欠格事項に該当するとき
- ・ 登録の変更等に関する届出の違反、承継に関する届出の違反、登録の区分等の掲示の違反、財務諸表及び評価の業務に関する帳簿の備付けの違反、評価の業務の休廃止等に関する届出の違反及び指定住宅紛争処理機関からの説明又は資料提出の請求を正当な理由無く拒んだとき
- ・ 住宅性能評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき
- ・ 財務諸表等の閲覧又は謄写の要求を、正当な理由が無く拒んだとき
- ・ 国土交通大臣による業務規程変更の命令、登録の基準に適合するため必要な措置を求める命令、評価の業務の義務を果たすために必要な改善命令に違反したとき
- ・ 住宅紛争処理支援センターへの負担金の納付をしないとき
- ・ 評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員もしくは法人にあってはその役員が、評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき
- ・ 不正な手段により登録を受けたとき

## (2) 業界動向について

当社グループの事業は以下のような業界動向の下で運営されており、その動向が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 確認検査業務

## 確認検査機関の指定状況

平成11年度から確認検査業務が民間開放され、指定確認検査機関は平成11年度末の23機関から平成17年度末の125機関まで、每期、増加しました。しかし平成18年度以降は、確認検査機関の新規指定件数が伸び悩む一方、廃業や合併を行う指定確認検査機関もあり、淘汰の動きが見られます。指定確認検査機関を組織形態別にみると、株式会社、次いで財団法人が多くそれぞれ半数近くを占めております。

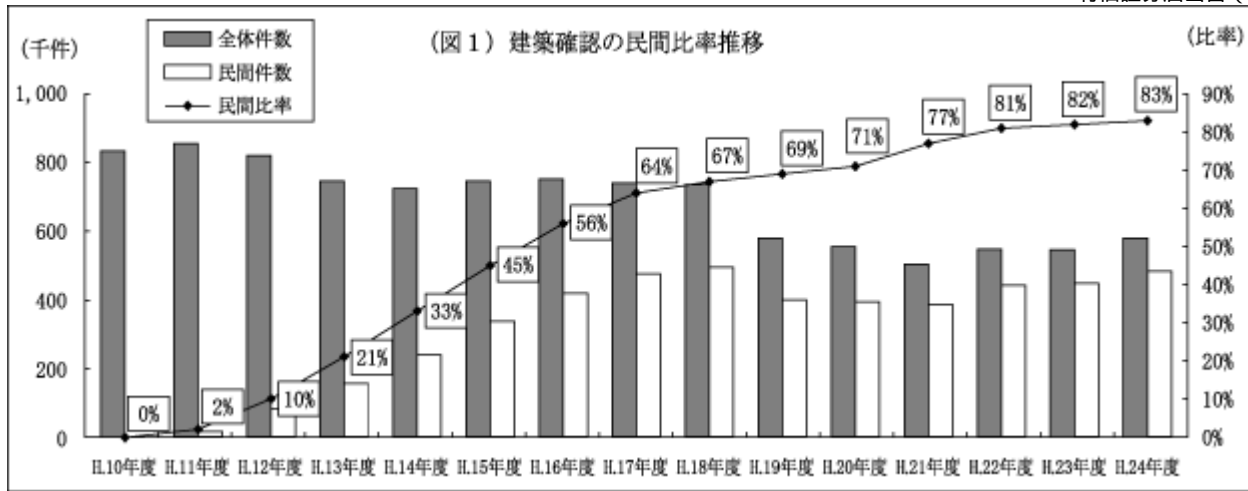
## 確認検査機関の指定状況

区分	H.11 年度	H.12 年度	H.13 年度	H.14 年度	H.15 年度	H.16 年度	H.17 年度	H.18 年度	H.19 年度	H.20 年度	H.21 年度	H.22 年度	H.23 年度	H.24 年度	指定機関数 (H.25年5月末)
国土交通大臣指定	5	3	1	4		1	3	1	1	1	2		1	1	22(17)
地方整備局長指定			5	3	5	15	6	2	2	1	1	1	2		33(31)
都道府県知事指定	18	26	12	3	4	3	8	1	1	4	0	2	2		66(30)
合計	23	29	18	10	9	19	17	0	0	2	3	3	3	1	121(78)

- (注) 1 日本建築行政会議ホームページにおける「都道府県ごとの指定確認検査機関一覧」より作成しております。  
 2 廃業機関を除く。指定区分の変更については区分変更後の指定のみを計上。  
 3 国土交通大臣指定は業務区域が2以上の地方整備局の管轄区域をまたがる場合、地方整備局長指定は業務区域が2以上の都道府県でかつ1の地方整備局の管轄区域内の場合、都道府県知事指定は1の都道府県の場合であります。  
 4 指定機関数の( )内は、株式会社又は有限会社の指定機関数であります。

## 建築確認の民間比率

(図1)のとおり、平成13年度以降、70万件前半で推移していた建築確認件数は、改正建築基準法の施行に伴う混乱(平成19年6月)やリーマン・ショックの影響(平成20年9月)等から落ち込み、平成19年度以降は50万件台で推移しております。なお今年度は、全体件数が対前年度比6.2%増となる中、指定確認検査機関による確認件数は7.8%増となりました。この結果、指定確認検査機関による業務シェア(民間比率)は83%まで達し、全体に漸増傾向にあります。



(注) 国土交通省「最近の建築確認件数等の状況について」より作成しております。

#### 競合状況

指定確認検査機関は平成25年5月31日現在121機関ありますが、その多くは所在都道府県及び隣接県を業務区域とする地域密着型機関か、業務区域が全国でも地方支店網を持たない機関となっております。その中で当社グループは、日本全国を業務区域として対応可能な支店網（31支店 平成25年7月1日現在）を整備した唯一の指定確認検査機関となっております。また、確認検査員数（平成25年7月1日現在460名）や確認検査の実績件数においても当社グループが最大手となっております。しかしながら、地域密着型機関との競争が激しいこと、建築基準適合判定資格者検定に合格した確認検査員を確保・育成する必要があることなどから、将来にわたって当社が指定確認検査機関における最大手の地位を維持できるとは限りません。

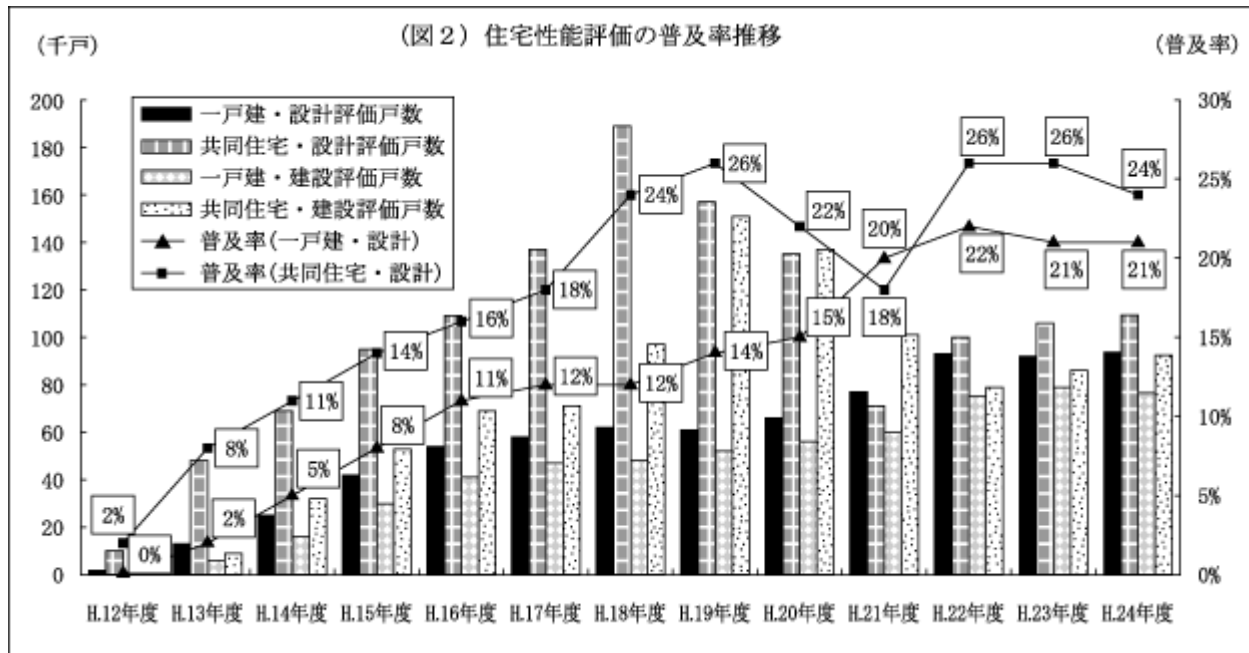
## 住宅性能評価業務

## 住宅性能評価機関の登録状況

平成12年10月に第1陣の指定住宅性能評価機関64機関が指定され、平成18年3月より登録制に移行し、平成25年7月1日現在の住宅性能評価・表示協会の会員機関数は115機関となっております。

## 住宅性能評価の普及状況

新築住宅の性能評価制度は徐々に普及してきているものの、ここ数年は足踏みしており、住生活基本法(平成18年6月公布施行)に基づく住生活基本計画は、平成23年3月、普及率50%の目標を当初の平成22年度から平成32年度に変更いたしました。なお、平成24年度の実績(設計性能評価)は、共同住宅24%、戸建21%、合計23%と対前年度比同水準となりました。戸建住宅での普及率は前年と同水準で推移したものの、共同住宅は分譲マンションでの普及率低下の影響により前年度を下回りました。(図2)



(注) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ、財団法人建設物価調査会「月間住宅着工統計」より作成しております。

## 競合状況

平成25年7月1日現在の一般社団法人住宅性能評価・表示協会の会員機関数は115機関ですが、指定確認検査機関と同様に地域密着型機関が大半を占めております。その中で当社グループは日本全域を業務区域として対応可能な支店網を整備した唯一の登録住宅性能評価機関となっております。一般社団法人住宅性能評価・表示協会のデータによると、平成24年度の業界シェア(設計評価交付戸数)は、日本E R Iを含めた上位5機関で62%、上位10機関で77%など寡占状態となっております。日本E R Iは、平成24年度の実績戸数で戸建住宅、共同住宅とも1位となっておりますが、戸建住宅、共同住宅それぞれの分野で大手住宅供給会社との取引拡大を巡る競争が激化していることもあり、将来とも当社グループが住宅性能評価機関における高い地位を維持できるとは限りません。

(3) 経営成績及び財政状態について

人材の確保について

当社グループの業務は、それを遂行する社員が高度な技術力を保持していることはもちろん、「確認検査員」「評価員」等法律によって必要とされる資格を持つことが必須であります。こういった優秀な人材を確保することが、当社グループにおける最も重要な課題のひとつとすることができます。

確認検査員の確保につきまして、限定された地域において確認検査業務を行う場合は多数の確認検査員の確保を要しませんが、当社のように全国展開等広域にわたって同業務を行う場合においては、確認検査員の確保が必須となります。万が一、その確保が十分でない場合は、確認検査業務の遂行に支障を来すこととなります。

住宅性能評価業務におきましては、原則として設計住宅性能評価を正社員である評価員が行い、建設住宅性能評価については委託評価員を併用することとしております。これは技術水準を保つための自社執行体制を維持しつつ、効率的な人員体制による運用を図るためであります。確認検査業務と同様、全国展開を図る当社グループにつきましては評価員の確保が必須であり、万が一、その確保が十分でない場合は、住宅性能評価業務の遂行に支障を来すこととなります。

建築物の竣工時期による業績変動について

当社グループの業績は、建築物の竣工案件の季節的な偏在により、四半期で変動する可能性があります。特に当社グループでは、竣工時の現場検査収入（確認検査業務のうち完了検査、住宅性能評価業務のうち建設住宅性能評価）が売上の3分の1程度を占めることから、建築物の竣工が多い3月、9月及び12月に売上が集中する傾向が見られます。また経済環境の急変など、予想し得ない事態の発生による竣工時期の遅延等、竣工案件が翌期にずれ込む事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

住宅市場の動向について

当社グループに密接に関係する住宅業界は、雇用状況、景気動向、金利動向、地価動向、住宅税制等の影響を受けやすく、景気見通しの悪化や税制変更による消費税等の引き上げ、住宅刺激策の変更等、こうした外部要因の変化により、住宅購入者の購入意欲を減退させる可能性があります。その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

関連法令の改正等について

当社グループの行う事業は、建築基準法や住宅品確法を始めとする多くの法令による規制を受けております。今後、これらの法令の改廃や新たな法令が設けられる場合、その内容や影響をあらかじめ予測しコントロールすることは困難であり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。



(4) その他

業務遂行に関する訴訟リスクについて

当社グループの業務のうち、確認検査業務、住宅性能評価業務等の建築基準法、住宅品確法に基づく業務は、その遂行において、次項に記載の審査請求をはじめとして、当社グループの過失の有無に係わらず訴訟を受ける可能性があります。

当社グループでは、業務遂行により発生する損害に備え、「建築確認検査機関・住宅性能評価機関賠償責任保険」に加入することにより担保しておりますが、想定外の訴訟を受けた場合には、風評の悪化等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

行政不服審査法に基づく審査請求について

審査請求とは、行政不服審査法に規定されている権利の一形態で、行政処分に対して不服がある場合、一定期間内にその取消を求めることができる制度であります。当社グループの業務の内、確認検査業務については従来行政が行っていた業務であり、その処分としての建築確認は同法に基づく審査請求の対象となるものであります。民間開放により当社グループのような民間確認検査機関が行う建築確認に対しても同法が適用されることとなります。

従いまして、当社グループが行った建築確認について、その処分を不服とする近隣住民から審査請求を受け、事案が問題化し訴訟に発展した場合など、当社グループが行った建築確認が適正であるか否かを問わず、また、全く根拠のない誤認による審査請求であった場合でも、公正中立な専門的第三者機関としての当社グループの信用に影響を及ぼす可能性があります。

みなし公務員規定等について

確認検査業務が極めて公共的な性格を持つ業務であるため、建築基準法において、指定確認検査機関の役職員は業務で知り得た秘密を漏らしてはならない秘密保持義務を負っております。

具体的には、建築基準法の指定機関として確認検査業務を行っておりますが、当社グループ役職員が確認検査業務で知り得た秘密を外部へ漏らしたり、又は盗用することが禁じられており、確認検査の業務に従事するものは、公務員と同様に罰せられることとなり、刑法及びその他の罰則の適用についても公務員として罰せられることとなります。

なお、住宅品確法の登録機関として住宅性能評価業務を行っておりますが、当該業務も公共性の高い業務であることから、秘密保持義務が別途定められております。

制限業種(注)について

株式保有状況

日本E R Iの株主のうち制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人(当該法人の役職員を含む)による保有割合(以下、「制限業種による株式保有割合」という。)は以下のとおりです。(平成25年5月31日現在。集計に際しては、個人の株主で保有株式数が7,832株以下(0.1%未満)は、非制限業種と見なしております。)。なお、制限業種に従事する者及び制限業種を営む法人による株式保有割合が1/3を超える場合は、確認検査業務及び住宅性能評価業務における国土交通大臣の機関指定、機関登録が取り消されることとなる可能性があります。当社グループでは、株主名簿に記載された株主の属性を可能な範囲で確認・調査を行い、制限業種及び非制限業種に区分した株式保有割合を今後とも継続的に開示してまいります。

株主	株数(株)	シェア(%)
制限業種	2,151,300	27.5
非制限業種	5,681,100	72.5
合計	7,832,400	100.0

(注) 「制限業種」とは、次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)を言います。

- ・設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。但し、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
- ・建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
- ・不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
- ・建築材料・設備の製造、供給及び流通業

#### 個人情報漏洩のリスク

当社グループは、多数の顧客情報をはじめとする個人情報を保有しております。当社グループでは、「個人情報保護基本規定」等各社において、情報管理に関する規程を定め、役職員に対する教育・研修等により社内に徹底通知しております。しかしながら、これらの対策にも関わらず、大規模な情報漏洩等により顧客に甚大な被害を及ぼす事態が生じた場合には、監督官庁からの行政処分や、損害賠償請求、社会的信用の毀損等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、当該事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本E R Iの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成24年8月30日提出）及び四半期報告書（平成24年9月28日提出、平成24年12月28日提出及び平成25年3月29日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成（公開買付け）に係る契約」をご参照ください。

## 6【研究開発活動】

当社は新設会社ですので、当該事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本E R Iの研究開発活動については、同社の有価証券報告書（平成24年8月30日提出）及び四半期報告書（平成24年9月28日提出、平成24年12月28日提出及び平成25年3月29日提出）をご参照ください。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社ですので、当該事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本E R Iの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（平成24年8月30日提出）及び四半期報告書（平成24年9月28日提出、平成24年12月28日提出及び平成25年3月29日提出）をご参照ください。

## 第3【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

#### (1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

#### (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日本E R Iの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（平成24年8月30日提出）をご参照ください。

### 2【主要な設備の状況】

#### (1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

#### (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日本E R Iの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年8月30日提出）及び四半期報告書（平成24年9月28日提出、平成24年12月28日提出及び平成25年3月29日提出）をご参照ください。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

#### (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる日本E R Iの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書（平成24年8月30日提出）及び四半期報告書（平成24年9月28日提出、平成24年12月28日提出及び平成25年3月29日提出）をご参照ください。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

平成25年12月2日時点の当社の状況は、以下のとおりとなる予定です。

##### 【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,500,000
計	28,500,000

##### 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,832,400	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に 何ら制限のない当社における標準 となる株式であります。なお、単元 株式数は100株であります。
計	7,832,400		

(注) 日本E R Iの発行済株式総数7,832,400株(平成25年5月31日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する  
新株式数は増減することがあります。

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成25年12月2日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年12月2日	7,832,400	7,832,400	992,784	992,784	26,304	26,304

(注) 日本E R Iの発行済株式総数7,832,400株(平成25年5月31日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新  
株式数は増減することがあります。

## (5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる日本E R Iの平成25年5月31日現在の所有者別状況は、次のとおりであります。

平成25年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		5	31	32	27	6	3,198	3,299	
所有株式数(単元)		6,743	1,684	20,173	2,803	39	46,875	78,317	700
所有株式数の割合(%)		8.61	2.15	25.76	3.58	0.05	59.85	100.00	

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる日本E R Iの平成25年5月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は、次のとおりであります。

平成25年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,831,700	78,317	
単元未満株式	普通株式 700		
発行済株式総数	7,832,400		
総株主の議決権		78,317	

## 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成25年12月2日時点において、当社の自己株式を保有いたしません。

なお、当社の完全子会社となる日本E R Iの平成25年5月31日現在の自己株式については、次のとおりであります。

平成25年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

#### (1)【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

#### (2)【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

#### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

#### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要な課題ととらえておりますが、配当政策については企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、業績に応じて中間配当及び期末配当として年2回、継続的に配当を行うことを基本方針としており、業績を勘案しながら連結配当性向30%程度を確保することを目処に株主への利益還元を行ってゆく所存であります。

内部留保資金の用途については、業務体制を強化し競争力を高めるため有効に投資してまいります。

また、定款に、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設ける予定です。

## 4【株価の推移】

当社は新設会社でありますので、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる日本E R Iの株価の推移は、次のとおりであります。

### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成21年 5月	平成22年 5月	平成23年 5月	平成24年 5月	平成25年 5月
最高(円)	176,000	133,000	424,000 1,050	800 1,075	1,800 1,946
最低(円)	77,700	77,000	103,900 936	753 680	1,450 702

(注) 1 平成22年3月31日以前の株価はジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日から平成24年5月23日までは大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成24年5月24日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、平成25年5月24日より東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 第10期は、決算期変更により平成20年4月1日から平成21年5月31日までの14ヵ月となっております。

3 第12期の株価のうち、印は株式分割(平成23年6月1日における1株 300株)による権利落後の最高・最低株価であります。

4 第13期の株価のうち、印は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 第14期の株価のうち、印は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

## (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年12月	平成25年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	1,039	1,250	1,250	1,827	1,732	1,800 1,946
最低(円)	880	968	1,097	1,229	1,350	1,450 1,621

- (注) 1 株価は、平成25年5月24日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
- 2 平成25年5月の株価のうち、印は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。



## 5【役員】の状況】

就任予定の当社の役員は、次のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する日本E R Iの株式数 (2) 割当てられる当社の株式数
取締役		鈴木 崇 英	昭和17年 6 月 7 日生	昭和44年 9 月 株式会社ユージー都市設計（現株式会社UG都市建築）設立、代表取締役副社長 平成 3 年10月 同社代表取締役社長 平成11年11月 日本E R I 設立、代表取締役会長 平成12年10月 日本住宅ワランティ株式会社（現株式会社E R I ソリューション）取締役 平成14年 5 月 株式会社UG都市建築、代表取締役社長 退任 平成14年 6 月 日本E R I 代表取締役社長 平成14年11月 同社取締役会長 平成15年 5 月 日本住宅ワランティ株式会社（現株式会社E R I ソリューション）取締役 退任 平成16年 2 月 日本E R I 代表取締役社長 平成19年 4 月 財団法人建築行政情報センター（現 一般財団法人建築行政情報センター）評議員 平成20年12月 一般社団法人住宅性能評価・表示協会代表理事会長（現任） 平成21年 4 月 財団法人建築行政情報センター（一般財団法人建築行政情報センター）理事（現任） 平成21年 6 月 日本E R I 代表取締役会長 平成24年 8 月 同社取締役会長（現任）	(注) 1	(1) 714,900株 (2) 714,900株
代表取締役社長		中 澤 芳 樹	昭和26年 5 月 5 日生	平成12年 3 月 中央三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）退職 平成12年 4 月 日本E R I 入社、業務・開発部長 平成12年 5 月 同社取締役業務・開発部長 平成12年10月 日本住宅ワランティ株式会社（現株式会社E R I ソリューション）代表取締役 平成13年 5 月 日本E R I 常務取締役経営企画部長 平成14年11月 同社代表取締役社長 平成16年 2 月 同社代表取締役副社長・住宅評価本部長 平成16年 5 月 日本住宅ワランティ株式会社（現株式会社E R I ソリューション）取締役 平成18年 4 月 日本E R I 代表取締役副社長・経営管理本部長 平成21年 6 月 同社代表取締役社長・経営管理本部長 平成21年 8 月 同社代表取締役社長（現任） 平成24年 8 月 株式会社E R I ソリューション取締役 退任	(注) 1	(1) 268,200株 (2) 268,200株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有する日本E R Iの株式数 (2) 割当てられる当社の株式数
取締役		馬野俊彦	昭和39年3月15日生	平成13年12月 平成14年1月 平成14年5月 平成14年11月 平成15年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成18年7月 平成21年6月 平成21年8月 平成22年8月 平成24年8月	中央三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）退職 日本E R I入社、経営企画部課長 日本住宅ワランティ株式会社(現株式会社E R Iソリューション)取締役 日本E R I執行役員経営企画部長 同社上級執行役員経営企画部長 同社取締役経営企画部長 同社取締役経営企画部長兼人事部長 同社取締役経営企画部長 同社常務取締役経営企画部長 同社常務取締役経営管理本部長兼経営企画部長 同社常務取締役住宅評価本部長 同社代表取締役専務住宅評価本部長（現任） 株式会社E R Iソリューション取締役 退任	(注) 1	(1) 22,600株 (2) 22,600株
取締役		増田明世	昭和33年7月28日生	平成15年3月 平成15年4月 平成15年7月 平成16年2月 平成16年5月 平成17年6月 平成18年5月 平成19年5月 平成23年8月 平成24年8月	伊藤忠商事株式会社 退職 日本E R I入社、業務・開発部長 同社執行役員業務・開発部長 同社執行役員ソリューション事業部長 日本住宅ワランティ株式会社(現株式会社E R Iソリューション)代表取締役社長 日本E R I取締役ソリューション事業部長 同社取締役 同社取締役ソリューション事業部長 同社常務取締役ソリューション事業部長 同社代表取締役専務経営管理本部長兼経営企画部長（現任） 株式会社E R Iソリューション取締役(現任)	(注) 1	(1) 21,000株 (2) 21,000株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する日本E R Iの株式数 (2) 割当てられる当社の株式数
取締役		横瀬 弘明	昭和30年12月16日生	平成18年12月 株式会社三井住友銀行 退職 平成19年1月 日本E R I入社、執行役員人事部 長 平成20年4月 同社上級執行役員人事部長 平成21年8月 同社取締役人事部長 平成22年2月 同社取締役人事部長兼総務部長 平成22年8月 同社取締役経営管理本部長兼 人事部長兼総務部長 平成23年5月 同社取締役経営管理本部長兼 人事部長 平成24年8月 同社取締役ソリューション事業部 長（現任） 株式会社E R Iソリューション代 表取締役社長（現任）	(注) 1	(1) 4,900株 (2) 4,900株
取締役		堂山 俊介	昭和33年4月4日生	平成14年2月 株式会社青木建設 退職 平成14年2月 日本E R I入社、住宅評価部、共同 住宅評価部 平成19年4月 同社住宅評価部長 平成20年4月 同社住宅評価本部副本部長兼住宅 評価部長兼評価企画部長 平成22年4月 同社執行役員住宅評価本部副本部 長兼住宅評価部長兼評価企画部長 平成22年8月 同社取締役住宅評価本部副本部長 兼住宅評価部長兼評価企画部長 平成23年10月 同社取締役住宅評価本部副本部長 兼評価企画部長 平成25年1月 同社取締役住宅評価本部副本部長 兼評価企画部長兼省エネ企画推進 部長（現任）	(注) 1	(1) 2,600株 (2) 2,600株
取締役		深田 良雄	昭和22年6月25日生	平成19年6月 鹿島建設株式会社 退職 平成19年7月 日本E R I入社、執行役員評定部 長 平成22年8月 同社取締役評定部長 平成25年4月 同社取締役（現任）	(注) 1	(1) 3,600株 (2) 3,600株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する日本 E R I の株式数 (2) 割当てられる当社の株式数
取締役		此川 和夫	昭和29年7月21日生	平成14年6月 株式会社構造システム 退職 平成14年7月 日本 E R I 入社、大阪支店確認部 平成18年4月 同社確認検査本部確認企画部長 平成20年10月 同社執行役員確認企画部長 平成22年3月 株式会社 E R I アカデミー取締役 平成22年8月 日本 E R I 上級執行役員経営企画部長 株式会社 E R I アカデミー代表取締役社長 平成23年8月 日本 E R I 取締役経営企画部長 平成24年4月 株式会社 E R I アカデミー取締役（現任） 平成24年8月 日本 E R I 取締役人事部長（現任）	(注) 1	(1) 8,400株 (2) 8,400株
社外取締役		内田 和成	昭和26年10月31日生	昭和49年4月 日本航空株式会社入社 昭和60年1月 ポストンコンサルティンググループ入社 平成12年6月 同社日本代表 平成18年4月 早稲田大学大学院商学研究科教授（現任） 平成18年4月 サントリー株式会社社外監査役 平成19年4月 早稲田大学ビジネススクール教授（現任） 平成24年2月 キュービー株式会社社外監査役（現任） 平成24年6月 三井倉庫株式会社社外取締役（現任） 平成24年6月 ライフネット生命保険株式会社社外取締役（現任） 平成24年8月 日本 E R I 社外取締役（現任）	(注) 1	(1) 0株 (2) 0株
常勤監査役		金澤 秀一	昭和25年3月9日生	平成22年3月 世田谷区役所 退職 平成22年4月 日本 E R I 入社、上級執行役員確認検査本部副本部長 平成22年8月 同社取締役確認検査本部長（現任）	(注) 3	(1) 1,400株 (2) 1,400株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する日本E R Iの株式数 (2) 割当てられる当社の株式数
監査役		大塚和彦	昭和22年4月5日生	平成12年8月 株式会社トリコ 退職 平成12年9月 日本E R I入社、経理部長 平成14年6月 同社取締役経理部長 平成16年2月 同社取締役 平成16年5月 日本住宅フランティ株式会社(現株式会社E R Iソリューション) 監査役(現任) 平成19年11月 日本E R I取締役経理財務部長兼広報・I R部長 平成20年7月 同社取締役広報・I R部長 平成21年8月 同社常勤監査役(現任)	(注) 3	(1) 32,600株 (2) 32,600株
社外監査役		山宮慎一郎	昭和45年2月4日生	平成7年4月 東京弁護士会にて弁護士登録 新東京総合法律事務所(現 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所)坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業) 入所 平成18年1月 同所パートナー(現任) 平成18年6月 日本E R I 監査役(現任)	(注) 3	(1) 0株 (2) 0株
社外監査役		太田裕士	昭和45年10月3日生	平成13年9月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 平成17年11月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)退所 平成18年1月 ジェイ・ブリッジ株式会社(現アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社)入社 平成18年10月 ジェイ・ブリッジ株式会社(現アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社)退職 平成18年11月 公認会計士太田裕士事務所設立、代表(現任) 平成19年6月 日本E R I 監査役(現任) 平成21年5月 東陽監査法人 入所(現任)	(注) 3	(1) 0株 (2) 0株
計						(1) 1,080,200株 (2) 1,080,200株

(注) 1 取締役の任期は、当社の設立日である平成25年12月2日から平成26年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

2 取締役のうち内田和成は、社外取締役であります。

3 監査役の任期は、当社の設立日である平成25年12月2日から平成29年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4 監査役のうち山宮慎一郎、太田裕士は、社外監査役であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

#### < 基本的な考え方 >

当社グループは、日本E R Iを中核とする建築分野における専門的な第三者機関によって構成される企業集団です。第三者検査という事業の性格を強く意識し、法律で義務付けられている確認・検査を含む建築物検査の大臣指定機関を傘下に置くことから、当社グループ全体でその使命を果たしながら、公共性と収益性のバランスの下、堅実な利益成長を確保することを目指しております。これは日本E R Iが創業以来「七つの理念」として、経営の基本方針として掲げて来たもので、当社グループはその理念を継承していくものであります。

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方は、当社グループ各社が建築基準法等の執行機関として法令遵守を徹底するとともに、确实、迅速なサービス提供を確保し、企業活動の効率性と透明性を高めるという観点に立ち、経営体制や経営システムを整備し、必要な施策を実施していくことでもあります。当社はこうした基本的な考えのもと、グループ統括会社として各社を管理・監督し、全てのステークホルダーに信頼される経営の構築に努めて参ります。またこれは、経営上の最も重要な課題の一つと位置づけております。

#### 企業統治の体制

##### a. 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する予定であります。

##### b. 取締役会

取締役会は、毎月1回以上開催し、法令で定められた事項や当社グループの重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督してまいります。なお取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年とする予定であります。

##### c. 監査役会

当社は監査役会設置会社として、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成する予定です。定例監査役会は毎月1回開催し、各監査役は法務、財務・会計に関する専門的知見を生かし、取締役会やグループの重要な会議への出席を通じ、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査を実施してまいります。

##### d. 会計監査人

会計監査人につきましては、有限責任 あずさ監査法人を選任する予定であります。

##### e. コンプライアンス委員会

当社は、企業活動における法令遵守、公正性、倫理性を確保するため、社長直属の組織として、社外弁護士等もメンバーに含むコンプライアンス委員会を設置し、経営陣への提言・勧告等を行っていく予定であります。また、各部長をコンプライアンス責任者とし、業務現場における法令遵守と適正な業務執行を確保し、法令遵守に違反する事項が生じた場合に当該委員会へ報告することといたします。

#### 内部監査及び監査役監査

##### a. 内部監査

当社は、グループ会社を含めた業務プロセスの遵法性、適正性及び経営の妥当性、効率性を監査する目的で社長直属の組織として監査部を設置する予定であります。監査部の常勤スタッフは1名とし、内部監査規程に基づき、コンプライアンスの状況、業務規程の遵守状況などを監査し、監査後は遅滞なく改善状況を報告させることで、内部監査の実効性を担保する予定であります。また、会計監査人や監査役とも随時意見交換を行い、連携をとっていく方針であります。

##### b. 監査役監査

監査役会は、監査方針及び計画を定め、取締役会等、重要会議への出席の他、グループ会社の往査・調査を実施していく予定であります。

更に、会計監査人との情報・意見交換、協議、内部監査部門である監査部からの定例の監査報告等により相互の連携を強化し、監査の向上に取り組む方針であります。

## 社外取締役及び社外監査役

## a. 社外取締役及び社外監査役の員数

当社の就任予定の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

## b. 社外取締役及び社外監査役の当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割

## (社外取締役)

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
内田 和成	同氏と当社間に特別な利害関係はありません。 同氏には、コンサルティングファームにおける企業経営者としての豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を活かし、独立した立場から当社の経営を監督することを期待しております。

## (社外監査役)

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
山宮 慎一郎	同氏と当社間に特別な利害関係はありません。 同氏には、弁護士としての専門的知見を活かし、監査体制の強化を含め、当社の監査を行うことを期待しております。
太田 裕士	同氏は、過去（8年前）に、当社の会計監査人である朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）の職員として関与していましたが、平成17年11月に同監査法人を退所されており、現在、当社と同氏間に特別な利害関係はありません。 同氏には、公認会計士としての専門的知見を活かし、内部統制の強化を含め、当社の監査を行うことを期待しております。

## c. 独立性に関する基準・方針の内容及び選任状況に関する考え方

社外取締役及び社外監査役を選任するための基準又は方針については、金融商品取引所の定めに基づく独立役員制度の基準を参考にしております。

また選任を予定しております社外取締役1名及び社外監査役2名は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しております。

## 役員報酬等

当社は、取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとします。（但し、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、総額金200百万円以内とし、監査役の報酬等の額は、総額50百万円以内とする旨定款で定める予定であります。）

## 取締役の定数及び取締役選任の決議要件

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定める予定であります。また、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨定款に定める予定であります。

## 監査役の定数及び監査役選任の決議要件

当社の監査役は4名以内とする旨定款に定める予定であります。また、監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定める予定であります。

## 責任限定契約の内容の概要

- a . 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定める予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、7百万円又は法令が定める額のいずれか高い額となります。
- b . 当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定める予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、7百万円又は法令が定める額のいずれか高い額となります。
- c . 当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定める予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、20百万円又は会計監査人としての在職中の報酬その他の職務執行の対価、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額となります。

## 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定であります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

- a . 自己株式取得の要件  
当社は機動的な資本政策の実施を図るため、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨定款に定める予定であります。
- b . 剰余金の配当等の決定機関  
当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定める予定であります。これは剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。
- c . 取締役及び監査役の責任免除  
当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定める予定であります。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものである。
- d . 会計監査人の責任免除  
当社は、会計監査人の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定める予定であります。これは、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

## (2) 【監査報酬の内容等】

### 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は、新設会社でありますので、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は有限責任 あずさ監査法人に委嘱する予定です。



**【その他重要な報酬の内容】**

該当事項はありません。

**【監査公認会計士等の上場申請会社に対する非監査業務の内容】**

当社は新設会社であるため未定であります。

**【監査報酬の決定方針】**

当社は新設会社であるため未定であります。

## 第5【経理の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる日本E R Iの経理の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年8月30日提出）及び四半期報告書（平成24年9月28日提出、平成24年12月28日提出及び平成25年3月29日提出）をご参照ください。

## 第 6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定であります。

事業年度	6月1日から5月31日まで（ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成26年5月31日までとする予定です。）
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公示方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="http://www.j-eri.co.jp">http://www.j-eri.co.jp</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第 7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【特別情報】

### 第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

#### 1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

## 第五部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期（自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日）平成24年8月30日  
関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第14期第1四半期（自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日）平成24年9月28日  
関東財務局長に提出。

事業年度第14期第2四半期（自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日）平成24年12月28日  
関東財務局長に提出。

事業年度第14期第3四半期（自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日）平成25年3月29日  
関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成25年8月13日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

- イ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成24年8月31日に、関東財務局長に提出。
- ロ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府第19条第2項第3号の規定に基づき、平成25年5月29日に、関東財務局長に提出。
- ハ．金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府第19条第2項第6号の3の規定に基づき、平成25年7月9日に、関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

日本E R I 株式会社  
（東京都港区赤坂八丁目5番26号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第六部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第2【第三者割当等の概況】

#### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

#### 2【取得者の概況】

該当事項はありません。

#### 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる日本E R Iの平成25年5月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

平成25年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
鈴木 崇 英	東京都世田谷区	714,900	9.12
日本E R I従業員持株会	東京都港区赤坂 8 5 26	679,500	8.67
ミサワホーム株式会社	東京都新宿区西新宿 2 - 4 - 1	351,000	4.48
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田 3 3 5	351,000	4.48
パナホーム株式会社	大阪府豊中市新千里西町 1 1 4	351,000	4.48
三井ホーム株式会社	東京都新宿区西新宿 2 1 1	351,000	4.48
積水化学工業株式会社	大阪府大阪市北区西天満 2 4 4	351,000	4.48
中 澤 芳 樹	東京都世田谷区	268,200	3.42
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿 1 28 1	240,000	3.06
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 11	204,300	2.60
計	-	3,861,900	49.31

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續きに基づき、平成25年12月2日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。



< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續きに基づき、平成25年12月2日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。